

## マイナンバー制度導入に伴う個人番号（マイナンバー）の提供のお願い

保育園の申込兼支給認定申請をされる際には、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に基づき、個人番号（マイナンバー）の提供が必要です。

窓口申込みをされる際には、マイナンバーを記載していただくとともに、「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、下記【フローチャート】を参考に、窓口にご持参くださるようお願いいたします。また、郵送での受け付けの場合は必要書類のコピーの同封をお願いいたします。

※番号確認はご家族全員、本人確認は申請者のみの分が必要です。

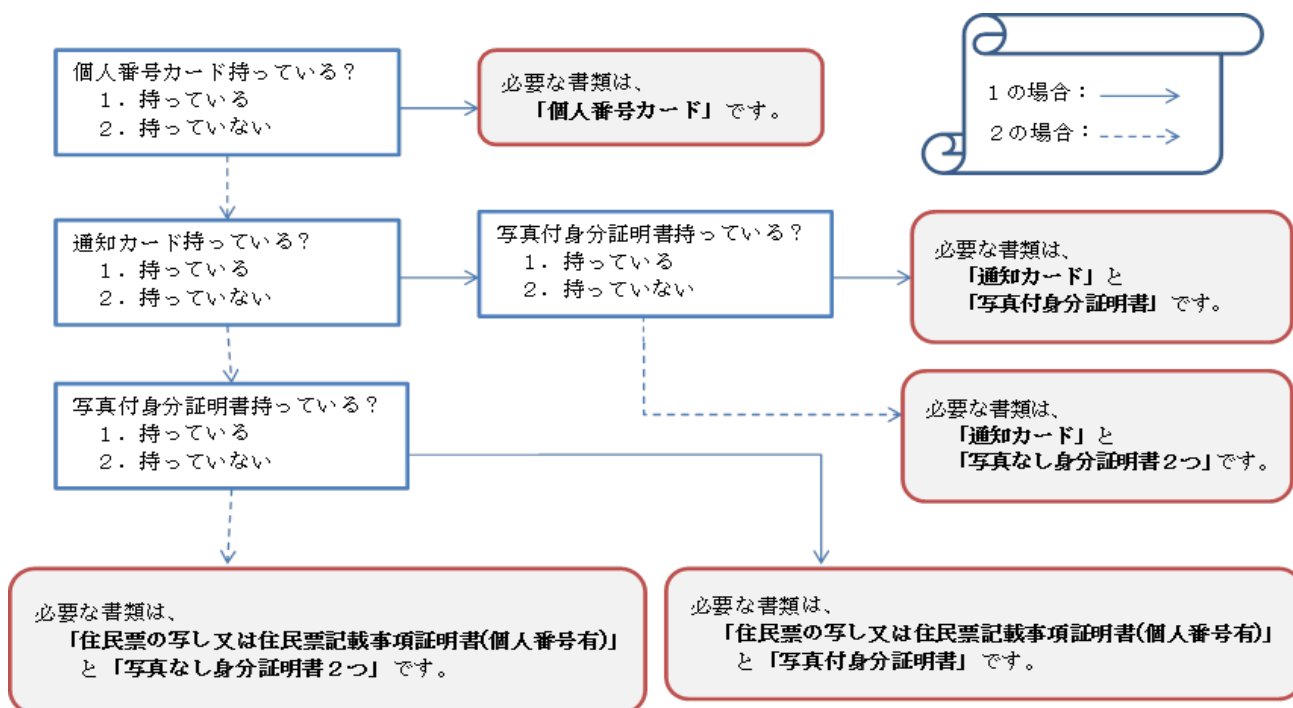
※ご提供いただいた個人番号（マイナンバー）は本申請にかかる事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。

※大田区外にお住まいだった場合は、他市区町村に情報の照会を行う場合があります。

※個人番号（マイナンバー）の記載がない場合は、保護者の同意のもと、担当課の職員が職権により確認いたします。

※代理人（同一世帯以外の配偶者含む）による届出の場合は、委任状と代理人の身分確認も必要です。

### 【フローチャート】



#### 写真付身分証明書の例

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、在留カード又は特別永住者証明書、その他官公署発行顔写真付きの身分証明書

#### 写真なし身分証明書の例

健康保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、母子手帳、介護保険被保険者証、その他顔写真なしの身分証明書